改正後	改正前
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第3項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　月　日 金融庁長官　印 又は監督局用 裏　面 ［略］ （備考）　［略］ 表　面 ［略］ 裏　面 ［略］ （備考）　［略］	上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第3項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　月　日 金融庁総務企画局長又は監督局長　印 又は監督局用 裏　面 ［同左］ （備考）　［同左］ 表　面 ［同左］ 裏　面 ［同左］ （備考）　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正）

第三条　公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事務局に置く室等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十四人（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	（事務局に置く室等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十四人以内を置く。

附　則

この府令は、平成三十年七月十七日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第四号
農林水産省令第四号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　齋藤　健

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。